

空き家の除却工事に係る補助制度の創設について（令和3年度）

令和3年4月より、空き家の所有者等が行う空き家の除却工事に対する補助制度を創設する予定です。現在、補助要綱に対するパブリックコメントを募集しています【募集期間：12月11日～1月12日】。

1. 補助制度の概要

空き家の状態（老朽／危険）に応じて、2種類の補助制度を創設する予定です。

①多治見市老朽空き家除却工事補助制度	
目的	老朽により周辺的生活環境に悪影響を及ぼすおそれのある空き家の除却を促進し、もって市民生活の安心・安全な住環境を確保する。
補助の要件	次の全てに該当するもの ① 市内に存する1年以上使用されていない空き家であって個人が所有するもの（長屋又は共同住宅の場合は、全戸において1年以上使用されていないもの） ② 昭和56年5月31日以前に着工したもの ③ 床面積の2分の1以上が居住の用に供されていたもの
申請者	次の全てに該当するもの ① 補助対象老朽空き家の所有者または敷地の所有者 （敷地の所有者が申請する場合は、補助対象空き家の所有者の同意を得ていることが必須。） ② 市税等を滞納していない個人 （共有名義の家屋や区分所有長屋の場合は、解体について所有者全員の同意を得ていることが必須。）
補助対象経費	空き家及び空き家に附属する工作物（門、塀など）及び立木等の全てを解体し、運搬し、処分する工事。
補助率	1 / 3
上限額	20万円

②多治見市危険空き家除却工事補助制度	
目的	保安上危険となるおそれのある空き家の除却を促進し、もって市民生活の安心・安全な住環境を確保する。
補助の要件	下記のいずれかに該当するもの ※市職員による現地調査で判定 ① 住宅地区改良事業法施行規則第2条第4項に規定される「不良住宅」に該当するもので、1年以上空き家のもの ② 空家法第14条に規定する「特定空家等」に該当するもので、床面積の2分の1以上が居住の用に供されていたもの
申請者	次の全てに該当するもの ① 補助対象危険空き家の所有者または敷地の所有者 （敷地の所有者が申請する場合は、補助対象空き家の所有者の同意を得ていることが必須。） ② 市税等を滞納していない個人 （共有名義や区分所有長屋の場合は、解体について所有者全員の同意を得ていることが必須。）
補助対象経費	空き家及び空き家に附属する工作物（門、塀など）及び立木等の全てを解体し、運搬し、処分する工事。
補助率	1 / 3
上限額	40万円

- **不良住宅とは：**主として居住の用に供される建築物で、その構造又は設備が著しく不良であるため居住の用に供することが著しく不適当なもの（住宅地区改良法第2条第4項）
- **特定空家等とは：**そのまま放置すると倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態に認められる空家等（空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項）

2. 今後の予定

- ①要綱制定：令和3年3月
- ②募集開始：令和3年4月～